▶問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601) 年金・長寿医療グループ(☎852137)

令和元年度の保険料は7月中旬に通知します

保険料の計算方法

均等割

50.205円



所得割

(平成30年中の所得-33万円)×10.59%

ı



- ○所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を引いたものです
- ○1年間の保険料上限額は62万円です
- ○年度途中で加入した場合は、加入した月からの月割計算となります

保険料の軽減について

①均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の 年間均等割
33万円	8.5割軽減	7,530円
33万円かつ被保険者全員が 所得0円(年金収入のみの 場合、受給額が80万円以下)	8割軽減 (※)	10,041円
33万円+ (28万円×世帯の 被保険者数)	5割軽減	25,102円
33万円+ (51万円×世帯の 被保険者数)	2割軽減	40,164円

- ○被保険者と世帯主(被保険者ではない世帯主も含 む) の所得の合計で判定します
- ○昭和29年1月1日以前に生まれた方の公的年金な どに係る所得については、15万円を引いた額で判 定します
- ※所得が33万円以下で被保険者全員が所得0円の世 帯は、均等割がこれまでの9割軽減から8割軽減 となります。なお、所得の低い65歳以上の方の介 護保険料の負担が軽減される予定です。詳しくは、 20ページをご覧ください。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

軽減後の保険料 25.102円 (年間)

被用者保険の被扶養者だった方が、後期高齢者医 療制度に加入した場合、急激な負担の増加を抑える ため、**所得割は0円、均等割を5割軽減**する特別措 置をとっています。

- ○所得の状況により均等割が8割軽減または8.5割 軽減になる場合があります
- ○被用者保険とは、共済組合や企業の健康保険、協 会けんぽなど、主に会社員が加入している健康保 険のことで、市の国民健康保険や国民健康保険組 合は含まれません

新しい『被保険者証』と 『減額認定証』・『限度証』を 7月に郵送します

現在お持ちの『被保険者証』と『減額認定証 (限度額適用·標準負担額減額認定証)』 · 『限 度証(限度額適用認定証)』の有効期限は令和元 年7月31日例です。

7月中に新しい被保険者証と減額認定証・限度 証を送付しますので、8月以降は新しいものをご 使用ください。

新しい被保険者証は

橙色です

新しい減額認定証・限度証は 黄緑色です

